

# 第 1 章

## 総 則



# 第1章 総則

## 1.1 目的

この基準は、次の法令等に基づき、給水装置工事の設計及び施行等に係る手続きの方法及び技術的な基準について必要事項を定め、工事の適正な施行及び管理を確保することを目的とする。

- (1) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）
- (2) 水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下「施行令」という。）
- (3) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号。以下「規則」という。）
- (4) 倉吉市水道事業給水条例（昭和33年倉吉市条例第16号。以下「条例」という。）
- (5) 倉吉市水道事業給水条例施行規程（昭和55年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「規程」という。）
- (6) 給水装置工事の材料、工法その他工事施行上の条件に関する規程（平成10年倉吉市水道事業管理規程第2号。以下「材料工法規程」という。）

## 1.2 適用の疑義

この基準の適用に疑義が生じた場合は、水道事業管理者の権限を行う倉吉市長（以下「管理者」という。）の指示による。

## 1.3 給水装置の定義

「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。（法第3条第9項）「直結する給水用具」とは、給水管に容易に取外しできない構造として接続し、有圧のまま給水できる給水栓等の用具をいい、ホース等容易に取外し可能な状態で接続されている用具は含まれない。受水槽式給水の場合は、受水槽への注水口までが給水装置であり、受水槽以下の設備はこれに当たらない。

### 1.3.1 給水装置の所有者

給水装置は、家屋所有者又は家屋所有者の同意を得た者でなければ、これを所有することができない。ただし、特別の場合は、土地所有者又は土地所有者の同意を得た者はこれを所有することができる。（条例第5条）

公道部分の装置は、維持管理上市に帰属する。（条例第14条第2項）

### 1.3.2 給水装置の種類

給水装置は次の3種類とする。（条例第4条）

- (1) 専用給水装置          1戸又は1箇所専用するものをいう。

- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共有するものをいう。
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するものをいう。

#### 1.4 給水装置工事の種別

「給水装置工事」とは、給水装置の設置又は変更の工事をいう。(法第3条第11項)

「工事」とは、工事に先立って行う調査から、計画立案、設計、施工及びしゅん工検査までの過程をいう。

給水装置工事の種別は、次のとおりとする。

##### (1) 新設工事

- ① 水道のない家屋又は土地に新たに給水装置を設置する工事
- ② 量水器の口径を変更する工事

##### (2) 止水栓止・代用管工事

- ① 隣接する公道に給水管の分岐が可能な配水管がない土地に公道を縦断して給水管を設置する工事
- ② 近い将来に給水の需要があるため、水道のない家屋又は土地にあらかじめ給水装置を整備する工事。宅地造成、開発行為等の給水装置工事がこれにあたる。

##### (3) 改造工事

給水装置の原型を変える工事。

- ① 既設の給水装置の給水管の管種又は口径の変更
- ② 給水栓の増設等
- ③ 給水管の付け替え又は布設替え
- ④ 量水器の位置の変更等

##### (4) 撤去工事

給水装置を配水管又は他の給水装置の分岐部から除外す工事。給水装置の部分的な撤去は改造工事として扱う。

##### (5) 臨時工事

新設工事前に工事用水としてしゅん工までの期間、臨時的に給水装置を使用するための工事。その他の工事、興行、催物等で一時的に使用するものは、新設工事及び撤去工事として扱う。

##### (6) 修繕工事

給水装置の原型を変えないで給水管、給水栓等を修繕する工事。

##### (7) 給水装置の軽微な変更

修繕工事のうち、規則第13条で定める「給水装置の軽微な変更」をいう。

- ① 単独水栓の取替え及び補修

※単独水栓とは、湯水を混合して吐水する機能を有しない手動により作動する給水栓をいい、電気等により作動する自動水栓を含まない。また、単独水栓の取替えと

は、同型の単独水栓への取替えに限られるものではない。

- ② パッキン等給水装置の末端に設置される給水用具の部品の取替え（配管を伴わないものに限る。）

## 1.5 倉吉市水道事業の給水区域

### 1.5.1 倉吉市上水道事業の給水区域

倉吉市上水道事業の給水区域は次のとおり。（条例第2条別表第1）

穴窪、大塚、中江、井手畑、新田、下古川、小田、古川沢、清谷、清谷町一丁目、清谷町二丁目、福庭、福庭町一丁目、福庭町二丁目、海田東町、海田西町一丁目、海田西町二丁目、海田南町、大平町、天神町、上井、上井町一丁目、上井町二丁目、河北町、山根、伊木、八屋、下余戸、上余戸、栗尾、大原、広栄町、虹ヶ丘町、円谷町、米田町、米田町二丁目、新陽町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、下田中町、上灘町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、東昭和町、南昭和町、東巖城町、見日町、幸町、巖城、住吉町、湊町、東町、葵町、仲ノ町、荒神町、宮川町、宮川町二丁目、堺町一丁目、堺町二丁目、堺町三丁目、研屋町、明治町、明治町二丁目、大正町、大正町二丁目、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、魚町、東仲町、西仲町、西町、福吉町、福吉町二丁目、旭田町、金森町、瀬崎町、東岩倉町、西岩倉町、越中町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町、北面、穴沢、別所、鋤、谷、津原、尾原、上神、寺谷、大谷、大谷茶屋、和田、和田東町、不入岡、国府の一部、国分寺、秋喜、福光、横田、黒見、西福守町、馬場町、秋喜西町、志津の一部、富海、下大江、長坂町、長坂新町、東鴨、東鴨新町、大宮、小鴨、中河原、生田、丸山町、西倉吉町、福守町、鴨川町、北野、蔵内、上古川、石塚、福山、鴨河内の一部、関金町大鳥居の一部

### 1.5.2 倉吉市簡易水道事業の給水区域

倉吉市簡易水道事業の給水区域は次のとおり。（条例第2条別表第2）

|         |   |
|---------|---|
| 久米簡易水道  | 三江の一部、福本、尾田、志津の一部、福富、沢谷、杉野、森の一部、下米積、上米積、上福田、下福田   |
| 服部簡易水道  | 服部の一部   |
| 大河内簡易水道 | 大河内の一部  |
| 今在家簡易水道 | 今在家   |
| 岩倉簡易水道  | 岩倉  |
| 関金簡易水道  | 志津の一部、森の一部、大河内の一部、関金町泰久寺、関金町松河原、関金町大鳥居の一部、関金町安歩、関金町関金宿、関金町郡家、関金町山口の一部、関金町野添の一部、関金町明高の一部、関金町堀の一部、関金町今西 |